

美作太郎著

# 出版と著作権

EDITORS LIBRARY

日本エディタースクール出版部

になります。また、外国の著作物を翻訳出版するときには、原作品はいったん翻訳され、ヨコのものがタテになり、語系、用語、表記すべてにわたって別の国語に改められた上で出版されるわけです。このような場合は、さきの例のように、簡単な二次的使用といつてすますわけにはいきません。もとの著作物はまず特定の媒体による使用に適するように姿かたちを変えた上で、つまり二次的著作物として作成されたものが二次的に使用される段取りになるのですから(本書六九ページ以下参照)。

しかし、二次的著作物に与えられる法の保護は、前述したように、「原著作物の著作者の権利に影響を及ぼさない」とされ(一一条)、また、二次的著作物の著作者がこれの利用を他人に許諾すれば、原著作物の著作者もまた、同じ内容の権利をもつていることを、法はわざわざ規定しているのですから(二八条)、文芸作品の映画化に際しては、その原作者の許諾が必要であり、翻訳出版に際しては、出版社は翻訳者との間の出版契約のほかに、まず海外の原書の著作権者(またはこれを代行する出版社)との間に翻訳権使用契約を結ばねばならないということは、二次的著作物を取扱う場合には当然覚悟しなければならないことです。

#### 出版契約とは何か——寄稿契約

著作権使用契約の中で、著作物をなんらかの形態・方法によって出版物として複製・発行することを内容とする契約——最広義の出版契約は、最もしばしば行なわれています。まず出版されて、

それから二次的に他の媒体で使用される場合が多数を占めることを考えると、いわゆる出版契約は、さまざまな使用契約の中でも基本的な性質をもっているとさえ考えることができます。

しかし、このように最も広い意味にとって、出版に関連のある契約、著作物を印刷その他の複製手段を用いて複製し、発行することを目的とする契約——出版という領域での著作物の使用を目的とする契約をすべて出版契約であると定義すると、あまりに間口が広すぎて漠然としていて、学理と実用の双方の面からみて不都合でもあり不十分でもあります。〈出版契約〉という用語を、筋の通った有効なものにするためには、この名称のもとに呼ばれているものの中から、本來的なものとそうでないもの、特質を同じくするものとそうでないものを篩にかけ、その本來的なもの、本質的なものを煮つめてゆくのがよい、と思われます。

そこで、まず頭に浮かぶのは、新聞・雑誌などの定期刊行物への著作物の掲載を目的とする契約ですが、これは〈寄稿契約〉といわれ、出版契約とは類を異にするとされています。定期刊行物の発行も出版にほかならないではないかという理屈は確かにそのとおりですが、本来定期刊行物というのは×月×日号、第×巻第×号というように、一回限りの発行を目的とする編集著作物で、その中的一篇として執筆される著作物もまた、その特定の号への一回限りの掲載が前提となっています。したがって、約定による特定の号への掲載がすみ、それに対する使用料(原稿料)の支払いがすめば、契約は短期間に終了してしまいます。

この寄稿契約については、出版界に今なお若干の誤解が残っているように思われます。その一つは、原稿料の一括支払いを「買取」と観念し、これで著作権をも譲り受けたものと思いつき、目的となっている著作物を、特定号への掲載以外の用途に使用する、たとえば、雑誌に掲載された文章を、勝手に他の書物に収載するような場合で、これは明らかに著作権の侵害になります。このような災厄を防ぐには、執筆依頼に際してあらかじめ著作権の譲渡の約定をとりつけておくべきで、俗にいう「買取」の了解だけでは不十分であるといえましょう（本書一ページ参照）。

もう一つは、寄稿契約に対する過分の遠慮というようなものが出版界の一部にあるようと思われます。ある著作者の著作物が雑誌に載ったり、新聞に連載されたりして、これを他の出版者が書籍として出版しようとするとき、その著作者ないし出版者は、著作権者＝著作者の許諾を求めるのは当然として、さらに掲載した新聞・雑誌の発行者の同意を得なければならぬ、とする考えが案外根づよく存在しています。寄稿契約の一発主義的特性から考へると、その終了とともに発行者にはその著作物の使用権はなくなっているのですから、寄稿契約に付随して、書籍出版についての権利保留在し優先権付与の特約がないかぎり、定期刊行物発行者の「同意を得なければならない」とする法上の根拠は何もないわけです。もつとも、二次的使用の立場にある書籍の出版者が、新聞・雑誌の発行者に對して儀礼としての挨拶を送り、「仁義を通す」ということは、慣行のモラルとしては結構なことと思うのですが。

ちなみに、寄稿契約における使用権、つまり掲載権（または連載権）は、歐米では著作権の一部として認められており、ある著作物が完成すると、これを書籍として出版することと、定期刊行物に連載することがほとんど同時に、しかも異なる相手方との間に契約されるという例が見られます。が、わが国では、むしろ連載によって完結した著作物の事後出版の例が多いようです。

寄稿契約では、一般に契約が短期間に終了するのと、契約条件が比較的簡単であるために、契約書が取り交わされることは、めったにないようです。もつとも、原稿の「二重売り」のように、同一著作物が同じ時期に別々の二つの雑誌に掲載されるようなことは、文書の有るなしにかかわらず、著作者の側の明らかな契約違反となります。何か特別の事情があつてA、B二つの雑誌に同時掲載の必要があるような著作物の著作者は、事前にA、B双方の諒承を得ておけばよいでしょう。

第二に、著作権譲渡契約があります。これは、出版の目的である著作物の著作権を出版者が著作者から譲り受けて出版する契約です。ここでは、出版者が著作権者となるのですから、著作者との間の契約は、著作権の譲渡に伴う報酬（つまり、印税や原稿料でない著作権の対価）支払いの問題とか、著作者に残存している著作者人格権の行使に関する問題などが盛り込まれた契約ではありますが、特約でもないかぎり、出版者は相手方の著作者に対してその著作物出版の義務を負わなくともよいことになります。義務を負わないということは、反面に、いつどのような形ででも出版できるといふことでもあります。が、著作者人格権の存在を忘れてはならない。利用の仕方や回数は著作権者と

して自由であつても、氏名表示権や同一性保持権は著作者に留保されているのですから。

一般的に言えば、著作者は出版者に著作権を譲渡したがらず、将来その著作物が利用される場合の権利行使に備えたいという意向をもつております。それはまた当然なことでもあります。この著作権譲渡契約が双方当事者にとって便利な場合もあります。かつては、出版者の力が相対的に強く、著作者の弱みにつけこんで譲渡契約を結んでしまうような事例がなかつたとはいませんが、それは論外として、無名作家の持ち込み原稿の処女出版で冒険的な企画に乗り出すような場合、懸賞募集の応募原稿の処理の場合などには、この著作権譲渡契約が行なわれる例がありますし、また、辞典や年鑑などの編集著作物の出版に際して、それらに収載される個々の著作物について、その著作権の譲渡を執筆依頼時に事前に著作者に了解してもらうような例もあります。

第三には、著作権共有契約があります。これは、著作者と出版者とが、出版する著作物の著作権を共有することを協定したものです。民法は、所有権の共有について規定(二四九条以下)を設けていますが、著作権法でも著作権の共有ということを認めています(六五条)。しかし、この共有は、共同著作物の著作権を含めて、著作者の立場で利害を同じくする人の間で起こり、その場合の権利関係の処理の基準としては合理的ですが、出版者と著作者とが著作権を共有することには問題があるようです。というのは、なるほど、著作物を首尾よく出版するという大目的のもとで協力する点ではこの共有は理想的なようですが、いったん両者に意見や利害の対立が生じると、たとえば、共

有者は他の共有者の同意なしには持分の譲渡ができないとか、共有著作権の行使には、正当な理由がある場合、共有者全員の合意を要するとかの規定があつて(六五条)、権利行使の上でにちもさつちもゆかなくなるという欠点があります。そのせいか、現在ではほとんどその例を見ません。

第四に、委託出版契約があります。およそ著作者＝著作権者が自前で自分の著作物を出版する、いわゆる自費出版には、二つの場合があり、その一つは、著作者が自ら印刷所を選び、用紙を仕入れ、製本所に発注し——つまりそのそれぞの業者との間に、売買・請負の契約を結んで自分の著作物を複製し、自分を発行名義とする場合で、この場合には著作権者が自分の複製権を行使するわけで、出版上の契約は必要とされません。それと、もう一つは、複製と頒布の工程の一部または全部を出版者に委託する、いわゆる委託出版契約です。この場合でも、出版者はいわば(下請け)の立場に立ち、原価に手数料を加えた一定額を著作権者から受けるだけで、出版に伴う財政上・法制上の責任は著作者＝著作権者が負担します。もつとも、これにも特殊な条件がつけられることがあります。たとえば、対外的その他の事情から奥付に出版者を発行者として表示するようなことがありますし、また著作者が所要の一定部数を引き取ったあととの部数、たとえば二〇〇〇部のうち一〇〇〇部を引きとった残余一〇〇〇部については、その出版者が発売することができ、その部数に関しては定価と印税について特にとりきめておく、というような場合です。そして、このような(混合)型を含めて、契約そのものの基本的な性質は正常な「出版契約」であるとはいえない。

第五に、利益分配契約があります。これは、著作者と出版者とが出版によって生じた利益を均等あるいは一定の率で分配することを約した契約で、前述した共有契約に結合して行なわれることがあります。これは一見合理的であるようですが、実際問題となるとなかなか面倒がつきまといります。というのは、出版での純利益の算出は、とりわけ我が国のように委託販売制をとっているような場合には、事務的に煩雑、時間的には長期にわたりがちですし、そのために著作者が受けとるべき金額が期待に反して遅れるようなことにもなり、その上、著作者にはとかく苦手の出版経理についての理解力までも要求されるようなことにもなるからです。

#### （出版契約）の二本の柱

著作物を出版物として複製することを内容とし、出版の領域で成り立つ広義の「出版契約」も、以上のように分類し、詮議してみると、それぞれ特徴があり、しかも最初の「寄稿契約」を別とすれば、主として著作権の行使のあり方と出版の責任の所在を中心として結ばれています。そして、それからはつきりと浮かび上がってくる共通性は、著作権者と出版者とが対等の立場で向かいあつていいこと——つまり本格的な出版契約の姿勢が十分でないということです。

いうまでもなく本格的な「出版契約」は、つぎの二本の柱から成り立っているということができます。その一つは、著作者は著作権者が自分の著作物を書籍として出版することを相手方の出版者に許諾するということであり、その二は、出版者はその許諾にもとづいて自己の計算において、その著